

# 注釈

## 1：経営評価

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」第4条の規定に基づき、評価対象法人（条例別表に掲載）は、経営評価報告書を知事に提出し、知事はこの報告書を評価のうえ議会に提出することとされている。

## 2：地方自治法第221条第3項

地方公共団体が出資している法人等について、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができることとされている。

なお、対象となる法人は

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

資本金、基本金その他これらに準ずるものの1/2以上を出資している民法第34条の法人及び株式会社

その者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの1/2に相当する額以上の額の債務を負担している民法第34条の法人及び株式会社

等である。

## 3：地方自治法第199条第7項

地方公共団体が出資等している法人について、地方公共団体の長は、監査委員に監査（出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査）を要求することができることとされている。

なお、対象となる法人は

資本金、基本金その他これらに準ずるものの1/4以上を出資しているもの

その者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの1/4に相当する額以上の額の債務を負担しているもの  
指定管理者

等である。

## 4：県職員の役員就任

団体の運営に係る意思決定機関（財団における理事会、社団における社員総会および理事会、株式会社における取締役会等）に就任の有無を表示している。（意思決定機関ではない評議員や経営委員は役員から除外。）

## 5：収入

団体の収支計算書における当期の経常的な収入（会計基準の適用等の違いにより「事業活動収入」、「経常収益」又は「当期収入」をそれぞれ用いている。）

## 6：県からの収入の割合

団体の経常的な収入に占める県からの補助金、委託料（指定管理に伴う収入を除く。）及び貸付金の割合。

## 7：指定管理に伴う収入

施設の利用料金を県が収入する場合には、指定管理料。施設の利用料金を団体が収入する場合（利用料金制）には、指定管理料+利用料金の額。いずれも、関連する事業収入や入居者負担金を含む場合がある。

## 8：経営評価結果

経営評価においては、「団体のあり方」「組織運営」「事業実績」「財務内容」の4区分それぞれに、評価の目安としてAからDの4段階で評価を行っている。

A：良好である。 B：ほぼ良好である。 C：やや課題がある。 D：課題が多い。